

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 産業競争力強化法の一部改正

### 一 定義

1 この法律において「特定新需要開拓事業活動」とは、事業者が大学等（大学その他の研究機関であつて経済産業省令で定めるものをいう。）と共同で行う研究開発と一体的に行う事業活動であつて、新たな需要を開拓することを目的として、当該研究開発により創出される技術及びこれに関連する技術について、産業標準化（産業標準化法第二条第一項に規定する産業標準化をいう。以下同じ。）をすることが必要であるもの、国際標準化（同条第二項に規定する国際標準化をいう。以下同じ。）をすることが必要であるもの、知的財産権（知的財産基本法第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）の取得及び活用をすることが必要であるもの又は秘匿することが必要であるものに分類し、当該分類に基づき計画的に展開するものとする。

（第二条第十一項関係）

2 この法律において「産業競争力基盤強化商品」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する半導体、自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。）、鉄鋼、基礎化学品（化学製品の原材料である化学品（化石燃料に由来するものを除く。）をいう。）、燃料その他事業適応（産業競争力強化法第二条第十二項第二号に該当するものに限り。）に資する商品として政令で定める商品であつて、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものとして主務省令で定める要件に該当するものとする事。

（第二条第十四項関係）

3 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、中小企業者（常時使用する従業員の数が二千人以下のものに限る。）又は中堅企業者であつて、他の事業者（当該中小企業者又は当該中堅企業者の関係事業者及び外国関係法人を除く。以下同じ。）の経営の支配又は経営資源の取得（主務省令で定める要件を満たすものに限る。）を行ったことがあるものが、当該他の事業者以外の他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一体的に活用し、新たな需要を相当程度開拓することを目的として、次に掲げる措置により事業の全部又は一部の構造の変更を行うものとする事。

(1) 吸収合併

(2) 吸収分割

(3) 株式交換

(4) 株式交付（他の会社（関係事業者を除く。以下同じ。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。）

(5) 事業又は資産の譲受け

(6) 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。）  
（第二条第十八項関係）

4 この法律において「中堅企業者」とは、常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）とすること。  
（第二条第二十四項関係）

二 特定新事業開拓投資事業計画の廃止

特定新事業開拓投資事業計画の認定及び変更等に係る規定を廃止すること。

（改正前第十六条及び第十七条関係）

三 認定外部経営資源活用促進投資事業者に係る投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例の拡充

認定外部経営資源活用促進投資事業者（当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、その組合員）は、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人（第二の一に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。）のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の取得及び保有（認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）の事業を営むことを約することができることを追加すること。

（第十七条の二第一項関係）

四 特定新需要開拓事業活動計画の認定等

1 経済産業大臣は、特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針を定めるものとする。

（第二十一条の十二関係）

2 特定新需要開拓事業活動計画の認定及び変更等について規定すること。

（第二十一条の十三及び第二十一条の十四関係）

## 五 特定新需要開拓事業活動計画に係る措置

1 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「開発機構」という。）は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の依頼に応じて、当該認定特定新需要開拓事業活動実施者の行う認定特定新需要開拓事業活動の実施に関し必要な助言を行うものとする。こと。（第二十一条の十五及び第二十一条の十六関係）

2 政府は、事業者による特定新需要開拓事業活動の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。こと。（第二十一条の十七関係）

## 六 募集新株予約権の機動的な発行

1 設立の日以後の期間が十五年未満の株式会社（以下この六において単に「株式会社」という。）について、募集新株予約権（会社法第二百二十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下同じ。）の発行に関し、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めると

ころにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、同法第二百三十九条第一項については同項第一号に掲げる募集新株予約権の内容から同法第二百三十六条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除いて、同法第二百三十九条第四項については種類株式を発行している産業競争力強化法第二十一条の十九第一項の確認を受けた株式会社として、それぞれ規定を適用するものとし、会社法第二百三十九条第二項及び第三項の規定は、適用しないものとする。

(第二十一条の十九第一項関係)

2 株式会社は、1の規定により読み替えて適用する会社法(以下「読替後の会社法」という。)第二百三十九条第一項の決議があった場合には、その後株主となろうとする者その他の経済産業省令・法務省令で定める者に対し、当該決議があった旨を経済産業省令・法務省令で定めるところにより通知し、又は通知に準ずるものとして経済産業省令・法務省令で定める措置を講じなければならないものとする。

(第二十一条の十九第二項関係)

3 読替後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役(取締役会設置会社にあっては、取締役会)が募集新株予約権の募集事項を定めたときは、株式会社は、その募集新株予約

権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならないものとする事。

（第二十一条の十九第三項関係）

4 読替後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）がその募集事項を決定しようとする募集新株予約権について、同項第二号に規定する場合に金銭の払込みを要しないこととする事又は同項第三号に規定する場合は払込金額（会社法第二百三十八条第一項第三号に規定する払込金額をいう。）が、当該募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であるときは、会社法第三百九条第二項の規定による株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならないものとし、この場合において、取締役は、当該株主総会において、当該条件又は金額で当該募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならないものとする事。

- (1) 当該募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (2) 当該募集新株予約権を行使することができる期間
- (3) 当該募集新株予約権の数の上限

(4) 当該募集新株予約権の割当日を当該決議の日から一年以内とする旨

(第二十一条の十九第四項関係)

5 4の規定は、読替え後の会社法第二百三十九条第四項の種類株主総会の決議があつた場合について準用するものとする事。

(第二十一条の十九第五項関係)

## 七 事業適応の円滑化

1 事業適応のうち、成長発展事業適応の類型を廃止すること。

(改正前第二十一条の十三第二項第一号関係)

2 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が、株式会社日本政策金融公庫法(以下「公庫法」という。)第一条及び第十一条の規定にかかわらず行うことができる業務に、指定金融機関

(産業競争力強化法第二十一条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。)に対

し、認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行う事業適応のための措置のうち産業競争力基

盤強化商品の生産及び販売を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに

附帯する業務を追加すること。

(第二十一条の二十四第一項第一号関係)

3 認定事業適応計画に従って実施されるエネルギー利用環境負荷低減事業適応（当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置のうち産業競争力基盤強化商品の生産及び販売であって、我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定事業適応事業者が、当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産及び販売を行った産業競争力基盤強化商品については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 （第二十一条の三十五第二項関係）

#### 八 特別事業再編計画の認定等

1 経済産業大臣及び財務大臣は、事業再編の実施に関する指針に、特別事業再編の実施方法に関する事項等を定めるものとする。 （第二十二条関係）

2 特別事業再編計画の認定及び変更等について規定すること。

（第二十四条の二及び第二十四条の三関係）

#### 九 認定特別事業再編計画に係る支援措置

1 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほ

か、認定特別事業再編事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置（当該認定特別事業再編計画に産業競争力強化法第二十四条の二第五項の措置に関する事項の記載がある場合にあつては、当該措置を含む。以下同じ。）を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）を引き受け、当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有する事業を行うことが出来るものとする。

（第三十三条関係）

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定特別事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定特別事業再編事業者等」という。）が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置を行うために必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものと

すること。

(第三十四条第二号関係)

3 公庫は、公庫法第一条及び第十一条の規定にかかわらず、指定金融機関（産業競争力強化法第三十条七条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。十の3において同じ。）に対し、認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下「事業再編促進円滑化業務」という。）を行うことができるものとすること。  
(第三十五条第一項第三号関係)

4 認定特別事業再編計画に従って実施される特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編のために行う措置（一の3の(6)に掲げる措置に限る。）として取得をした株式又は持分及び当該特別事業再編に伴う登記については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとすること。  
(第四十六条の二関係)

十 認定事業再編事業者等である特定中堅企業者に係る支援措置

1 情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者（中堅企業者であつて、その成長発

展を図るための事業活動を行っているものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）の依頼に応じて、工業所有権の保護及び利用に関し必要な助言を行うものとする。こと。

（第三十四条の二第一項関係）

2 情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者に対して、その工業所有権の保護及び利用を図るために必要な助成を行うことができるものとする。こと。

（第三十四条の二第二項関係）

3 公庫は、公庫法第一条及び第十一条の規定にかかわらず、指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等（特定中堅企業者であるものに限る。）が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置を行うのに必要な資金に係る事業再編促進円滑化業務を行うことができるものとする。こと。

（第三十五条第一項第二号関係）

十一 事業再編の円滑化に係る投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例の廃止

事業再編の円滑化に係る投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例を廃止すること。

（改正前第三十三条関係）

## 十二 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

1 株式会社産業革新投資機構（以下「機構」という。）は、経済事情、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和三十二年三月三十一日までに、保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないものとする。こと。（第一百条第二項関係）

2 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和三十二年三月三十一日まででなければならないものとする。こと。（第一百条第三項関係）

## 十三 その他

資金の確保、報告の徴収、主務大臣、機構と事業活動の計画の認定等との関係について、必要な見直しを行うとともに、罰則規定について、所要の改正を行うこと。（第六章雑則及び第七章罰則関係）

## 第二 投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正

### 一 定義

この法律において「事業者」とは、法人（外国法人（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者を除く。以下同じ。）を除く。）及び事

業を行う個人とすること。

(第二条第一項関係)

## 二 投資事業有限責任組合契約

1 投資事業有限責任組合契約の対象に、次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することを追加すること。

(1) 合同会社の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

(第三条第一項第一号関係)

(2) 合同会社の持分の取得及び保有

(第三条第一項第二号関係)

(3) 事業者のために発行される暗号資産の取得及び保有

(第三条第一項第六号の二関係)

(4) (3)の規定により投資事業有限責任組合がその暗号資産を保有している事業者に対して経営又は技

術の指導を行う事業

(第三条第一項第八号関係)

(5) 外国法人のために発行される暗号資産の取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、投

資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号から第十号までに掲げる事業の遂行を妨

げない限度において行うもの

(第三条第一項第十一号関係)

2 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第八号に掲げる事業に係る株式、持分、新株予約権又は指定有価証券には、一の政令で定める者については、これらに類似するものであつて外国の法令に準拠するものを含むものとする事。

(第三条第二項関係)

### 三 財務諸表等の備付け

投資事業有限責任組合契約に関する法律第八条第一項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の意見書（貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るものに限る。）を併せて備えて置かなければならないこととする事。

(第八条第二項関係)

### 第三 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正

#### 一 情報・研修館の目的

情報・研修館の目的に、中小企業者（特許法第百九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）及び試験研究機関等（同条第三項に規定する試験研究機関等をいう。以下同じ。）に対する工

業所有権の保護及び利用に関する助言及び助成を追加すること。

(第三条関係)

## 二 業務の範囲

情報・研修館は、次の業務を行うことができるものとする。

1 中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言を行うこと。

(第十一条第六号関係)

2 中小企業者及び試験研究機関等に対するこれらの者の工業所有権の保護及び利用を図るため必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

(第十一条第七号関係)

3 第一の五の1及び十の1の規定による助言並びに第一の十の2の規定による助成を行うこと。

(第十一条第十号関係)

## 三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定(罰則を含む。)は、二の2及び3の規定により情報・研修館が交付する助成金について準用するものとする。

(第十二条関係)

## 第四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

開発機構は、鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付（革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者であつて、その事業の将来における成長発展を加速するために外部からの投資を受けることが特に必要と認められるものに対するものに限る。）を行うこと及び第一の五の1の規定による助言を行うことができるものとする。

（第十五条第三号の二及び第八号の二関係）

## 第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第六 附則

一 この法律の施行期日について必要な規定を設けること。

（附則第一条関係）

二 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第二条関係）

三 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

（附則第三条から第五条まで関係）

四 三のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

(附則第六条関係)

五 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第七条から第十三条まで関係)